

# 共同募金配分金返還承諾書

この配分金については、下記の事項に該当する場合、当該配分金の全額または一部、配分金により整備（購入）した物品を返還することに同意します。

## 記

- ①「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」第10条に該当した場合または、第11条を怠った場合。
- ②その他、愛知県共同募金会の運営に支障をきたす場合。

令和 年 月 日

法 人 名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

社会福祉法人愛知県共同募金会長 様

## 参考

社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程より

（配分の取消し、返還）

第10条 つぎの各号の一に該当する場合は、配分の取消し、あるいは一部または全額の返還をさせることがある。

- (1) 事業を休止または廃止したとき。
- (2) 整備費については、本会会長の承認なく工事を変更し、または取りやめたとき。
- (3) 本会会長の承認なく工事（整備）が指定された年度以降にわたるとき。
- (4) 配分金交付申請書、その他の提出書類の内容に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 共同募金の配分金を他に流用、あるいは監査（調査）を拒否したとき。
- (6) その他配分金の交付条件に違反したとき。

（受配物件等の管理及び処分）

第11条 受配者は、県民の浄財を財源とする共同募金配分金により取得した物件を、善良なる注意をもって管理するものとする。

2 共同募金配分金により取得した物件の管理期間は、配分年度終了後5年間とする。

3 前項に規定する管理期間内に、当該物件を処分しようとするときは、所定の様式による申請書を本会に提出し、承認を受けなければならない。